

報告第13号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月31日提出

幸手市長 木村純夫

専決第8号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年10月12日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

2 事故の概要

令和4年8月22日午前10時40分頃、幸手市東一丁目地内の家屋調査を終了し、敷地内から公用自動車を出庫する際、隣地の相手方が所有するブロック塀と公用自動車の左下部側面が接触し、ブロック塀を一部損壊させたものである。

3 損害賠償額

金36,300円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

修理代 36,300円

合 計 36,300円